

医療トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikei.com/>



どちらが医療費控除として得なのか 従来 VS. セルフメディケーション



年末に近づくこの時期は、1年間に支払った医療費がいくらになるか予想がつかず。平成29年から、医療費控除について「セルフメディケーション税制」を適用することができるようになり、従来のものといずれも適用が可能な場合には、どちらか一方の適用となることから、税金がより少なくなるのはどちらか検討する必要があります。

1. セルフメディケーション税制の概要

健診受診率の向上や薬局等からの医薬品購入による、医療費の抑制を目的として創設された背景もあり、適用を受けるためにはその年分に「**一定の取組**」を行う必要があります。具体的には、『**健康診査、定期予防接種、健康診断、特定健康診査又は特定保健指導、がん検診**』のいずれかを申告者本人が受けていなければなりません。

2. 控除額

セルフメディケーション税制
従来の医療費控除

控除額 = 購入金額の合計額 - 12,000円

控除額 = 医療費の合計額 -

保険金等で補填される金額（例、出産育児一時金、高額療養費、生面保険等に係る入院給付金）
10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%相当額）

3. どちらが得なの？

項目別の両者の違いを下記表にまとめました。どちらが得かの判断は試算する以外にありません。“修正申告”や“更正の請求”など税金を計算し直す手続きの際、当初の確定申告時とは別の方法によって医療費控除を適用することはできないため、最初の選択が肝要です。適切な選択を行うために、必要な書類を早めに集め、試算しましょう。

	セルフメディケーション税制	従来の医療費控除
申告者本人の要件	その年分に「 一定の取組 」を行う必要がある	特段なし
対象医療費	一定のスイッチ OTC 医薬品に限定	一定の診療代等（セルフメディケーション税制より適用範囲広い）
控除金額	12,000円を超える部分 （上限 88,000円）	10万円を超える部分（ 上限 200万円 ） 一定の所得以下は、10万円よりも低い場合あり。 保険金等の補填分を除く。